

公立大学法人山梨県立大学授業料減免取扱要領

(平成22年4月1日制定 法人第5201-2号)

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人山梨県立大学授業料減免等規程（以下「規程」という。）第8条の規定による授業料及び入学料の減免の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(減免基準)

第2条 規程第2条の規定による減免の要件、減免額及び減免期間は、次表のとおりとする。

対 象	減 免 の 要 件		減免の額	減免期間
規程第2条第1項第1号	経済的理由により、生活に困窮し、授業料の納付が困難な場合		全額、半額 又は3分の1	1期
規程第2条第1項第2号	ア 住居又は家財が滅失又は損壊した場合	5割以上	全額	1期
		5割未満	半額	
	イ 農林水産業を主たる業とする者で、農耕地、山林又は水産施設が滅失又は損壊した場合	5割以上	全額	
		5割未満	半額	
	ウ 商業又は工業を主たる業とする者で、店舗（商品を含む。）又は工場（製品を含む。）が滅失又は損壊した場合	5割以上	全額	
		5割未満	半額	
規程第2条第1項第3号	学費負担者が死亡し又は長期の傷病にかかったため、生活に困窮している場合		全額又は半額	1期
規程第2条第1項第4号	その他やむを得ない事情があると理事長が認めるとき		全額、半額 又は3分の1	1期

(減免総額)

第3条 授業料の減免総額は、公立大学法人山梨県立大学経営審議会の議を経て理事長が定める。

(審査・選考機関)

第4条 審査・選考は、山梨県立大学委員会規程に規定する学生厚生委員会が行い、教育研究審議会の議を経て理事長が決定する。

(提出書類)

第5条 規程第5条の規定による「理事長が必要と認める書類」は、次表のとおりとする。

減免の対象区分	理事長が必要と認める書類
規程第2条第1項第1号 外国人留学生以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給証明書又は収入状況を証明する書類 その他理事長が必要と認める書類
規程第2条第1項第1号 外国人留学生の場合	<ul style="list-style-type: none"> 収入状況を証明する書類 その他理事長が必要と認める書類
規程第2条第1項第2号	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書 収入状況を証明する書類 その他理事長が必要と認める書類
規程第2条第1項第3号	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本（学費負担者の死亡） 診断書（学費負担者の長期の傷病） 収入状況を証明する書類 その他理事長が必要と認める書類
規程第2条第1項第4号	<ul style="list-style-type: none"> 理事長が必要と認める書類

附 則
この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成22年6月30日から施行する。

附 則
この要領は、平成24年4月26日から施行する。

附 則
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和2年7月13日に施行し、令和2年4月1日から施行する。